

報道各位

新潟市長

職員の懲戒処分の公表について

このことについて、下記のとおり公表いたします。

記

○ 建築部職員による暴言等事案について

(1) 処分の内容

(本人)

- | | |
|--------|---------------|
| ①被処分者 | 建築部 40歳代 一般職員 |
| ②処分内容 | 懲戒処分「停職 6箇月」 |
| ③処分年月日 | 令和5年12月26日 |

(管理監督者)

行政上の措置として、建築部課長級職員を「訓告」とした。

(2) 処分事案の概要

令和5年8月、上司に対し、容姿を侮蔑し、人格を否定するような暴言を発した。

また、新潟市情報セキュリティポリシーに違反し、職場のパソコンを使用し、業務以外の目的でメールの送受信を行うなどしていた。

さらに、住居手当について、転居した際に必要な手続きを行わず17か月間に渡り、合計68,000円を不適正に受給し続けていた。

加えて、日頃の勤務態度について、再三上司から指導を受けていたにもかかわらず、勤務時間中の頻繁な離席や私的な行為などを繰り返し行っていた。

(3) 処分にかかる総務部長コメントとして

この度、建築部職員による暴言等事案に対して処分を行いました。本事案により、市民の皆様の信頼を著しく損なう結果となりましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

法令遵守や高い行動規範を求められる公務員として、自覚を著しく欠く行為であり、職員に公務員としての自覚を喚起し、組織をあげて一層の綱紀粛正に取り組んでまいります。

【お問い合わせ先】

新潟市総務部人事課

課長補佐 齋藤

(電話 025-226-2489)